

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の
処遇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、派遣の対象外となる職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加える等の改正を行う。

2 新旧対照表（議案集 47 ページ）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
（昭和63年6月文京区条例第24号）

改正後（案）	現行
<p>第一条 （略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 任命権者は、文京区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、<u>又は次に掲げる機関の要請</u>に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月文京区条例第三号）第四条第一項の規定により<u>引き続き勤務</u>させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>五 職員の定年等に関する条例第九条の規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職</u></p>	<p>第一条 （略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 任命権者は、文京区と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき<u>又は次に掲げる機関の要請</u>に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三月文京区条例第三号）第四条第一項の規定により<u>引き続き</u>勤務させることとされ、又は同条第二項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>（新設）</u></p>

<p><u>を占める職員</u></p> <p><u>六</u> (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u></p>	<p><u>五</u> (略)</p>
--	---------------------